主 文 本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中三〇日を原判決の本刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人皆川健夫提出の控訴趣意書に記載するとおりであるから、ここにこれを引用するが、これに対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

控訴趣意第二点法令違反の主張について、

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 寺内冬樹 判事 谷口正孝)